

第8回平成の米子市都市景観施設賞募集について

1 趣 旨

米子市内でデザインなどが優れ、**良好な都市景観の形成に貢献していると認められる建築物・工作物・屋外広告物他・緑化施設等を募集**し、優秀な施設を表彰し広く紹介することにより、市民や事業者の方々に都市の景観形成に対する意識の高揚を図るものです。

2 募集対象とその内容

募集する対象は、米子市内にある平成元年以降に新築・改築・改修され、**公共の場所から見える民間施設**（公的組織及び独立行政法人等、国の管理・監督下にある組織が所有する施設を除いたもの）とします。

また、国、県及び市などから同一趣旨の表彰を受けたものは除きます。

平成の米子市都市景観施設賞の募集対象施設

対 象 施 設	内 容
建 築 物	集合住宅、戸建住宅、商業施設（店舗、事務所）、工場、流通施設などの建築物で景観上優れたもの
工 作 物	橋梁、煙突、鉄塔、擁壁、石垣、街路灯などの工作物で景観上優れたもの
屋外広告物その他の施設	屋上・壁面・突出広告物、独立して設置されている野立広告物などで景観上優れたもの
緑 化 施 設	庭園、植栽などで景観上優れたもの
複 合 施 設	上記施設の複合体で、住宅団地、商店街などで景観上優れたもの

3 選考基準

- 周辺環境に配慮し調和が取れていること。
- デザインなどに優れ、周辺の景観の手本となっていること。
- その他この制度の趣旨にかなっていること。

4 募集期間

平成29年7月3日(月)から同年9月15日(金)まで **(必着)**

5 応 募

〈応募者〉

どなたでも何点でも応募できますが、応募用紙（別紙のとおり）1通につき1点限りとします。**この他、〈注意事項〉の記載事項をご確認の上、ご応募ください。**

〈応募方法〉

応募用紙に必要事項を記入の上、下記受付先まで持参、郵送または電子メールによりご応募ください。電子メールの場合のファイルサイズは合計2MBまでとし、画像ファイルはJPEG形式としてください。なお、応募用紙（PDF形式）は、市のホームページからもダウンロードできます。

※ポータルサイトからも、下記のとおり入力いただき、該当ページを検索できます。

⇒

第8回平成の米子市都市景観施設賞募集！

検索

クリック！

〈提出書類〉

平成の米子市都市景観施設賞応募用紙（外観写真含む）・・・ 1部

注）提出された資料は、原則として返却いたしません。なお、主催者（米子市）は刊行物等への掲示などの各種景観形成の広報活動に、入選作品の写真等の資料を無償で使用できるものとします。

〈注意事項〉

○所有者等の同意が得られない施設については、応募・審査の対象となりません。

→ ・住宅（店舗兼住宅を含む）につき応募される場合は、必ず応募者で所有者に確認され、同意を得た上で応募してください。

・住宅（店舗兼住宅を含む）以外の施設を応募される場合は、応募者による所有者等への同意確認が難しい場合には、米子市の方で確認します。

○テナント物件について、建築物の一部に入居し改修した場合等は、応募・審査の対象となりません。

○以前に2回、応募・審査された施設は（今回で3回目の応募となるもの）、審査の対象とはなりませんので、応募を予定される施設の過去の応募等状況を確認されたい場合は、下記の受付までお問い合わせください。

6 審査方法、発表、表彰

米子市景観審議会で審査し、審査結果を各自にお知らせするほか、市ホームページ・広報よなごに掲載いたします。

また、都市景観施設賞を受賞した建築物等の建築主（または所有者・管理者）、設計者及び施工者（または製作者）には表彰状を贈呈します。

〈審査時期〉 平成29年11月予定

〈発表・表彰時期〉 平成30年1月予定

（第7回平成の都市景観施設賞受賞）



※応募された各対象施設について、「戸建住宅規模程度のもの」と「それを超える規模のもの」に分けて審査し、該当ある場合はそれぞれに対し受賞表彰を行う予定です。

7 個人情報等の利用目的

応募用紙等に記載された対象施設の名称、所在地については、施設の照会等の際に利用し、応募の方の住所、電話番号に関しては、連絡事項がある場合のみに使用いたします。

8 受付・問合せ先

米子市役所建設部都市計画課景観係

〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

TEL：0859-23-5293 FAX：0859-23-5394

E-mail：toshikeikaku@city.yonago.lg.jp